

CTBケーブルフォン(IP電話)加入申込書

ご一読のうえ大切に保管下さい。

契 約 約 款 (要約)

本書は、CTBメディア株式会社（以下「CTB」といいます。）が行うCTBケーブルフォン（IP電話）提供を受ける方（以下「加入者」といいます。）との間の契約約款の中で主なものを抜粋要約したものです。契約に際しましては、申込書に添付する加入契約約款を熟読して下さい。

【利用料について】

◎料金は、登録料等の初期費用、月額基本料金、TA（ターミナルアダプタ）レンタル料、通話料及び手続きに関する費用等があります。約款の料金表をご参照下さい。〔第22条各項〕

【機器について】

◎TA（ターミナルアダプタ）はCTBがお貸ししているものです。破損、紛失等した場合、費用を負担して頂く場合もあります。尚、解約、転居の場合は必ず上記の機器の返却をお願いします。〔第15条〕

【その他】

◎本サービスの最低利用期間はインターネットサービスの最低利用期間に準じます。〔第8条〕

◎契約者は、本サービスを休止できます。解約、休止の場合はTA（ターミナルアダプタ）を撤去いたします。尚、再開に要する費用は契約者に負担していただきます。また再開時には番号が変更になります。〔第10条各項〕

◎契約者が当社の業務に著しい支障を及ぼすと認められるときは利用停止をしないで、その利用契約を解除することがあります。〔第13条各項〕

◎サービスの通話対象については、接続機器により自動的にサービスが利用され、他の通信事業者が提供するサービスとの併用はできません。（マイライン、マイラインプラス、コミスタ等）〔第14条〕

◎通話品質は契約者の利用プラン及び利用時の通信速度等により変動する場合がありますが、当社はサービスに関する通話品質及び接続に関する保証を一切行わないものといたします。〔第16条〕

◎当社の通信設備のメンテナンス又は工事等でやむを得ないときはサービスの利用を中止することがあります。〔第17条〕

◎契約者が利用停止の申出があった場合又は通信設備に著しい支障を及ぼすと認められるときはサービスの利用を停止することがあります。〔第18条〕

◎本サービスの利用はケーブルインターネットの2メガプラン以上のご契約者を対象といたします。〔第28条〕

◎ケーブルフォンでは緊急連絡番号（110,119番等を含む3桁番号）に通話出来ませんので、NTT回線との並行利用をお勧めいたします。

【加入者個人情報の取り扱いについて】

◎CTBは、加入者から取得した個人情報を、本約款並びにCTBインターネットサービス契約約款に定める利用目的の範囲内において取り扱うとともに、第三者へ提供致します。〔第31条〕

〔CTBケーブルインターネット契約約款 第42条 他〕

本書に記載以外につきましても契約約款をご覧ください!!

CTBケーブルフォンサービス(IP電話サービス)契約約款

第1章 総 則

(規約の適用)

第1条 当社は、このCTBケーブルフォンサービス(IP電話サービス)契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりCTBケーブルフォンサービス(IP電話サービス)(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 当社が別途規定する個別規定及び当社が随時契約者に対し通知する追加規定(以下「個別規定等」といいます。)は、この規約の一部を構成するものとし、この約款と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等がこの約款に優先して適用されるものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、事前の通知を行うことなくこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 CTBケーブルフォンサービス(IP電話サービス)	利用契約者の電話機等(利用契約者が持続機器に接続して使用する電話端末機等をいいます。)から入力された音声等をデジタル化し、インターネットプロトコルによる通話を提供するサービス
2 利用契約	当社からCTBケーブルフォンサービスの提供を受けるための契約
3 利用契約者	当社と利用契約を締結している者
4 加入契約	当社からCTBインターネットサービスの提供を受けるための契約
5 接続機器	本サービスを利用するために必要な機器として当社が提供するターミナルアダプタ又はモデム等の機器

第2章 利用契約

(利用契約の単位)

第4条 当社は、1契約ごとに1つのCTBケーブルフォン番号を定めます。

2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、CTBケーブルフォン番号を変更することができます。

3 前項の規定によりCTBケーブルフォン番号を変更する場合には、予めその事を契約者に通知します。

(利用申込をすることができる者の条件)

第5条 利用契約の申込み(以下「利用申込」といいます。)をすることができる者は、利用申込の時点でCTBインターネットサービスのうち当社が別に定める品目等を利用中の者及び利用申込と同時に申込み者となります。

(利用申込)

第6条 利用申込をしようとする者は、当社が別に定める方法により当社所定の利用申込書を当社に提出していただきます。

2 20才未満の者が利用申込をしようとする場合は、法定代理人の同意を必要とします。

(利用申込の承諾)

第7条 当社は、利用申込があったときは、受け付けた順序にしたがって承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 利用申込をした者が、本サービスの料金等の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 利用申込をした者が、本サービス若しくはCTBインターネットサービスの利用停止処分を受けているとき、又は過去に契約を解除されたことがあるとき。
- (4) 利用申込書に虚偽の記載、誤記又は記載漏れがあったとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第8条 本サービスには、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間とします。

(契約内容の変更)

第9条 当社は、利用契約者から請求があったときは、契約内容の変更を行います。

2 前項の請求及び承諾については、第6条(利用申込)及び第7条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用休止)

第10条 利用契約者は、1年間の内で通算かつ連続して6ヶ月を超えない範囲において、暦月単位で本サービスの利用を休止することができます。

2 利用契約者は、本サービスの利用を休止しようとするときは、休止しようとする月の前月20日までに、その旨を当社へ通知するものとします。

3 利用契約者は、本サービスの利用を休止しようとするときは、TA（ターミナルアダプタ）を撤去します。尚、サービス再開に要する費用は契約者の負担となります。また、再開時には番号が変更になります。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(利用契約者が行う利用契約の解除)

第12条 利用契約者による利用契約の解除日は、毎月の末日とします。ただし、第8条（最低利用期間）に規定する最低利用期間中の解除はできません。

2 利用契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする月の20日までに、当社に書面又はその他当社が指定する方法によりその旨を届け出るものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第13条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その利用契約を解除することがあります。

(1) 第18条（利用停止）の規定により利用停止をされた利用契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) 利用契約者が、第5条（利用申込をすることができる者の条件）に規定する条件を満たさなくなったとき。

2 当社は、利用契約者が第18条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ利用契約者にそのことを通知します。

第3章 サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第14条 当社は、利用契約者に対し、この約款及び個別規定等にしがって、別に定める通話を提供します。

(1) C T Bケーブルフォン相互の通話

(2) C T Bケーブルフォンからの国内の一般固定電話へ発信した場合の通話

(3) C T Bケーブルフォンからの海外の一般固定電話へ発信した場合の通話

(4) C T Bケーブルフォンと別途当社が指定するIP電話ユーザとの間の通話

(5) 国内の一般固定電話、公衆電話からC T Bケーブルフォンへ着信した場合の通話

(6) C T Bケーブルフォンと携帯電話ユーザとの間の通話

2 前項の規定にしたがい本サービスの利用対象となる通話については、接続機器により自動的に本サービスが利用され、他の電気通信事業者が提供するサービスは利用できなくなります。(マイライン、マイラインプラス、コムスタ等、他の電気通信事業者が提供する優先接続に関するサービスも同様に利用できなくなります。)

(1) 110番、119番等の緊急通話を含む3桁番号との通話

(2) 0120、0088等で始まるフリーダイヤル電話との通話

(3) PHSとの通話

(4) その他当社が別に定める電話番号への通話

3 本サービスを利用して行われた通話は、他の電気通信事業者が提供する割引サービスの適用対象にはなりません。

4 一般固定電話を利用した通話は発信側において以下の事由がある場合、サービスは提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話を利用した通話に切り替わる場合があること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを契約者は予め承諾します。

(1) 第5条所定の機器（以下本条において「機器」といいます。）が正しく接続・設定されていない場合及び機器の電源が入っていない場合（停電等の場合も含みます。）

(2) 何らかの理由で、一般固定電話を利用した通話に切り替わった直後に、間をおかずに再びダイヤルした場合

(3) その他機器やネットワークのトラブルの場合

5 契約者が発信の際に相手先の電話番号の前に0000(0を4つ)をダイヤルすることにより意図的に一般固定電話を利用した強制発信をした場合、サービスは提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話からの通話に切り替わること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを、契約者が予め承諾します。

(接続機器の貸与)

第15条 本サービスを利用するために必要となる接続機器は、当社が貸与します。

2 利用契約者は、利用契約の解除があった場合、接続機器を当社に返還するものとします。

3 利用契約者が接続機器に関し次の行為を行った場合、当社は利用契約の解除及び損害額を請求する権利を有します。

(1) 接続機器を本来の用法によらない方法で使用し、本サービスを不正に受けたり受けようとする事

(2) 接続機器を転貸、譲渡、質入等すること

(3) 接続機器を分解したり改造を加えること

4 利用契約者は、接続機器に異常が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

5 利用契約者は、利用契約者の故意若しくは過失又は第三者の行為による接続機器の損傷、紛失、盗難等があったときは、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとし、

(通話品質)

第16条 本サービスに関する通話品質は利用契約者の利用形態及び利用時の通信速度等により変動する場合があります。

2 当社は、本サービスに関する通話品質及び接続に関する保証を一切行わないものとし、

3 利用契約者が本サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じた場合、当社にその旨を速やかに通知するものとし、

第4章 利用中止等

(利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 前各号の他、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを利用契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第18条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) この約款及び個別規定等に違反したとき。
- (2) 加入契約の利用停止があったとき。
- (3) 故意又は過失により多数の不完了呼を発生させた等で、現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) その他本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりサービスの利用を停止する時は、予めその理由及び利用停止をする期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

第19条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序を維持するために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益を確保するための緊急通信を取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第5章 料金等

(料金)

第20条 本サービスの料金は、登録料等の初期費用、月額基本料金、接続機器のレンタル料金、通話料及び手続に関する費用等とし、別に定める料金表によります。

(料金の支払義務)

第21条 利用契約者は、利用申込を行い、その承諾を受けたときは、本サービスの料金を支払わなければなりません。

(料金の計算方法等)

第22条 当社は、本サービスの料金について、別に定めがある場合を除いて、毎月末日締めにて、料金表の規定にしたがい月額計算した上、当該月末日が属する料金月の料金を請求するものとし、

2 月額基本料金の計算については、次のとおりとします。

- (1) 月額基本料金は、毎月末日締めにて、料金表の規定にしたがい月額計算します。ただし、利用契約の開始月においては、月額基本料金は無料とします。
- (2) 利用契約が、解除等理由の如何を問わず終了した場合、当該利用契約が終了した月の月末までの月額基本料金を支払うものとし、
- (3) 利用契約者は、別に定めがある場合を除いて、利用契約期間中に本サービスを利用できない状態が生じた場合であっても、利用期間中の月額基本料金の全額を支払うものとし、

3 通話料の計算については、次のとおりとします。

- (1) 通話料は、毎月末日締めにて、当社が測定した通話時間と料金表の規定にしたがい月額計算します。
- (2) 当社の機器の故障等により通話時間を正しく測定することができなかつた場合、利用契約者は、通話時間を正しく測定することができなかつた期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日あたりの平均通話料（前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、通話時間を正しく測定することができない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日あたりの平均通話料）の支払いを要するものとし、
- (3) 本サービスによる通話が途切れ、また遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合、利用契約者に事前に通知することなく接続機器により自動的に利用契約者が加入している電気通信事業者の提供するサービスの利用となる場合があります。この場合の通話料等については、当該電気通信事業者の定める料金が適用されることとなりますが、当該通話料等に関しては当社は一切責めを負わないものとし、

4 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、料金の計算の起算日及び締め日を変更することがあります。

(端数処理)

第23条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

第24条 利用契約者は、料金について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金を支払っていただきます。

2 当社は、料金、割増金、遅延損害金、その他利用契約に基づき当社が利用契約者に対して有する債権（以下本条において「債権」といいます。）の受領行為を第三者に委託することができるものとします。

3 利用契約者は、債権の譲渡又は代位による権利の移転を承諾するものとします。

(消費税)

第25条 利用契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、利用契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。

(割増金)

第26条 利用契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第27条 利用契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第28条 利用契約者は、インターネット及びコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準並びにネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては、当社が本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて予め承するものとします。

2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（本サービスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用契約者の損害を賠償します。

3 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る1日分の料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

4 前項に規定する1日分の料金額は、月額基本料金を30で除して得た額とします。

5 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、第2項から第5項の規定は適用しません。

7 第2項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して6ヶ月を経過しても利用契約者からの損害賠償の請求がない場合は、当社は、損害賠償に応じるべき義務を免れるものとします。

8 いかなる場合においても当社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者に生じた損害については一切責任を負わないものとします。

(1) 当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害

(2) 当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害

(3) 通話の障害等に起因する、またはその他一切の逸失利益

(免責)

第29条 当社は、利用契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何ら責任を負わないものとします。

第7章 雑 則

(利用に係る利用契約者の義務)

第30条 利用契約者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 故意に通信を保留したまま放置する等、通信の伝送交換に妨害を与える行為又は与えるおそれのある行為。

(2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる行為又は生じさせるおそれのある行為。

(3) その他本サービスの品質を低下させる行為若しくは低下させるおそれのある行為又は当社の信用を毀損する行為若しくは毀損するおそれのある行為。

(4) 本人の同意を得ることなく不特定多数のものに対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いた合成音声若しくは録

音音声等で商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為。

- (5) 自動電話ダイヤリングシステムを用いた合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はその恐れがある通信をする行為。
- (6) 本サービスの運営を妨げる行為若しくは妨げるおそれのある行為又は本サービスの信用を毀損する行為若しくは毀損するおそれのある行為。
- (7) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
- (8) 他者又は当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (9) 他者又は当社の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (10) 他者若しくは当社に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為。
- (11) 他者又は当社を誹謗中傷する行為又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (12) その他法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為。
- (13) その他当社が不適切と判断する行為。

2 前項の事実を確認した場合、第13条（当社が行う利用契約の解除）及び第18条（利用停止）を行います。尚、前項の義務違反により生じた実害に応じた損害賠償及び当社に請求された損害賠償額を請求させていただきます。

（個人情報等の保護）

第31条 当社は、利用契約者の営業秘密、又は利用契約者その他の者の個人情報であって通信の秘密に該当しない情報（あわせて、以下「個人情報等」といいます。）を利用契約者本人から直接収集し又は利用契約者以外の者から間接に知らされた場合には、これを保存することができます。

2 当社は、これらの個人情報等について、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて、利用又は利用契約者本人以外の者への開示、提供を行わないものとします。

3 当社は、サービスの提供ならびにサポート及び機器に関する問い合わせ等を受けた場合にその事実を取り次ぐ事を目的として、これに必要と認める範囲内で、個人情報（サービスに関する各契約、及びその他サポート対応時等における当社とのやりとりの際に当社が契約者より取得した個人情報）を委託を受けてサービスならびにサポートを提供する第三者に提供する事があります。また、上記により当社が個人情報を開示した者がサービスの提供又はサービス若しくは機器に関するサポートを行う事を目的として当該契約者と直接連絡をとる場合があることを、契約者が予め承諾します。

（法令等による制限）

第32条 本サービスの取扱に関しては、国内及び外国の法令並びに他の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

（インターネット接続サービス約款との関係）

第33条 サービスの利用及び提供に関して、この約款に定めのない事についてはインターネット接続サービス約款によるものとし、この約款とインターネット接続サービス約款に重複して定めることについてはこの約款の定めが優先するものとします。

附 則

（実施期日）

この規約は、平成17年4月1日より効力を発するものとします。

【別 表】

料 金 表

初期費用

項 目	金 額
加入登録料	525円（内本体価格500円）

利用料

項 目	金 額
基本料	月額294円（内本体価格280円）
TA（ターミナルアダプタ）レンタル料	月額420円（内本体価格400円）

その他費用

項 目	金 額	備 考
解除料及び解約料	実費	CTBケーブルフォンサービスの最低利用期間は、インターネットサービスの残余期間に準じるものとし、途中解除及び解約の場合は残余期間の利用料相当額が必要となります。